

令和4年第7回寄居町農業委員会総会議事録			
開催年月日	令和4年7月25日（月）		
開催場所	寄居町役場 全員協議会室		
開会時刻宣告者	議長	室岡 重雄	午後1時30分
閉会時刻宣告者	議長	室岡 重雄	午後1時58分

委員出席状況

席次 番号	氏 名	出・欠	席次 番号	氏 名	出・欠
1	石 附 征 夫	出	11	吉 田 信 雄	出
2	梅 澤 功	出	12	坂 本 滋	出
3	新 井 徹	出		坂 本 廣 久	出
4	中 島 広 文	出		柴 崎 徹	出
5	室 岡 重 雄	出		横 田 義 教	出
6	金 子 達	出		伊 藤 隆 夫	出
7	小 和 瀬 守	出		轟 和 男	出
8	福 島 隆 志	出		栗 原 功	出
9	戸 屋 政 春	出		矢那瀬 信一郎	出
10	中 島 英 樹	出		清 水 克 樹	出

議事参与者

職 員

局 長 根岸伸年
次 長 清水周二
書 記 青木智史
書 記 権田貴大

事務局長 議長	(起立・礼・着席の発声) ただいまから令和４年第７回寄居町農業委員会総会を開会いたします。 出席委員は全員ですので、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 これより議事に入ります。 事務局から本日の議事日程を朗読いたさせます。
事務局長	令和４年第７回寄居町農業委員会総会、 日程第１、議事録署名委員の選任について。 日程第２、議案第４４号、農地法第３条の規定による許可申請について。 日程第３、議案第４５号から議案第５０号、農地法第５条第１項の規定による許可申請について。 日程第４、議案第５１号、農用地利用集積計画による利用権の設定について。 以上です。
議長	それでは、日程第１、議事録署名委員の選任についてを議題といたします。 寄居町農業委員会会議規則第１１条第２項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名 させていただくことでご異議ございませんか。
議長	(委員から、「なし」の声) それでは、坂本滋委員と吉田信雄委員にお願いいたします。 続きまして、日程第２、議案第４４号、農地法第３条の規定による許可申請についてを議題 といたします。
事務局	それでは、議案第４４号について、事務局の説明を求めます。 議案書の１ページをご覧ください。 農地法第３条の規定による許可申請につきましては、農地を農地として権利移転または設 定をするものです。
事務局	それでは議案第４４号について、ご説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) こちらについては、平成１９年に３条許可で、譲受人の子が贈与により所有権を取得しまし たが、子の死後、譲渡人に相続されております。
	また、譲渡人は現在、申請地から離れたところで暮らしており、申請地を譲受人が管理を していることや、譲渡人が今後耕作を行わないことが見込まれるため、所有権移転を行いた いとのことです。譲受人は、梅の植木の出荷を行っており、申請地でも、こちらの育成を行 う予定とのことです。
	本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第３条第２項に規定されております、第１号全 部効率利用、第３号信託、第４号農作業常時従事、第５号下限面積、第６号転貸禁止、第７ 号地域調和、全てにつきまして、法の求める一般的な許可要件は、問題はないものと考えま す。
議長	説明は、以上でございます。 この件について、地元の委員さんにご意見を伺います。
中島委員	中島英樹委員。 代表して、ご意見を申します。昨日、矢那瀬委員と小和瀬委員で現地を確認してきました けども、特段、問題のあるものではないと思いますので、ご審議の程お願いいたします。
議長	他にご意見はございませんか。

議長	(委員の中から「なし」の声) よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 44 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 44 号は原案のとおり、決定いたします。 続きまして、日程第 3、議案第 45 号から議案第 50 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。 それでは議案第 45 号について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書の 2 ページをご覧ください。 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請につきましては、農地の所有者等から別の者への権利移転、または、設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまして、農地を農地以外の使用目的とするものです。 それでは、議案第 45 号につきまして、ご説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)
事務局	申請人は、現在それぞれの借家、実家に居住しておりますが、以前から自己用住宅の建築を検討していたところ、申請地を譲ってもらえることとなり、申請に至ったとのことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条第 2 項第 1 号、ロ、(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。 また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。 説明は、以上でございます。
議長	この件について、地元の委員さんのご意見を伺います。 石附委員。
石附委員	22 日に、坂本委員と現地調査に行ってまいりました。地図を見てもらうと分かりますけども、申請地の周辺は大半が住宅となっております、申請地を含め、介在している農地については、保全管理状態で作付けはされておられません。周辺農地への影響もないかと思われま すので、よろしく願いいたします、
議長	他にご意見はございませんか。 (委員の中から「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 45 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 45 号は原案のとおり許可相当として知事に意見を送付します。 次に議案第 46 号について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 46 号についてご説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)
事務局	都市計画法の用途地域内にある農地が本議案の申請地となります。 申請人は、申請地近くに家族 4 人で居住しており、平成 8 年より、申請地を借り駐車場として利用しておりましたが、農地法の許可を受けずに利用していたことが分かり、この度の申請に至ったとのことです。追認としての申請となり、始末書が添付されております。 本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条第 2 項第 1 号、ロ、(1) の第

	3 種農地ですので、原則として許可となるものです。 また、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地への営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。 説明は以上でございます。
議長	この件について、地元の委員さんにご意見を伺います。
吉田委員	吉田委員。 24 日の午前中、栗原推進委員と現地調査及び譲受人との面談を行ってまいりました。申請地には砂利が敷かれておりまして、車が 2 台程度置ける広さとなっております。譲受人の自宅は、申請地から約 10m と近く利便性が良いため、賃貸借契約を結んだとのこと。特段の問題はないものと思いますので、ご審議の程お願いいたします。
議長	他にご意見はございますか。 (委員の中から「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 46 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 46 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。 次に議案第 47 号について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 47 号について、ご説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)
事務局	都市計画法の用途地域内にある農地が、本議案の申請地となります。 譲受人は、町内で不動産業を営んでおりますが、申請地付近の問い合わせが多く、生活環境が整っている場所であると考え、申請に至ったとのこと。 本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条第 2 項第 1 号、ロ、(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。 また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。 説明は以上でございます。
議長	この件について、地元の委員さんのご意見を伺います。
吉田委員	吉田委員。 こちらの議案についても、栗原推進委員と確認を行いました。譲受人については、不動産業を営んでおりまして、建売住宅として申請地を選定したと伺いました。特に問題ないものと思いますので、ご審議の程お願いいたします。
議長	他にご意見はございますか。 (委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 47 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 47 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。 次に議案第 48 号について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 48 号について、ご説明申し上げます。

事務局	(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) 譲受人は他市の借家に居住しておりますが、子どもも生まれ、実家近くで自己用住宅の建築を検討していたところ、申請地を譲ってもらえることとなり、申請に至ったとのことです。本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。
議長	説明は以上でございます。 この件について、地元の委員さんのご意見を伺います。
吉田委員	吉田委員。 こちらの議案についても、栗原委員と確認を行いました。申請地は議案第47号のとなりになります。(譲受人名)さんは、他市のアパートに居住しておりますが、親戚が申請地付近に住んでいる関係から、今回の申請に至ったとのことです。公図をご覧になっていただくと、道の横に(地番名)がありますが、既に道となっていますので、出入りにも支障はないかと思えます。よろしくお願いいたします。
議長	他にご意見ございませんか。 (委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第48号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第48号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。次に議案第49号について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第49号について、ご説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)
事務局	譲受人は、他市の借家に居住しておりますが、借家では手狭になっていたため、自己用住宅の建築を検討していたところ、申請地を譲ってもらえることとなり、申請に至ったとのことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。
議長	説明は以上でございます。 この件について、地元の委員さんのご意見を伺います。
戸屋委員	戸屋委員。 梅澤委員と現地を確認してまいりました。申請地に隣接する(地番名)については、道路に拡張した部分になります。申請地は、長方形に一枚の畑になっておりまして、譲渡人に会って聞いてみましたら、譲渡人の姪っ子が申請者でありまして、住宅を建てるということで、伺ってまいりました。何ら支障はないと思いますので、ご審議をお願いいたします。
議長	他にご意見ございませんか。 (委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第49号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)

議長	全員賛成ですので、議案第 49 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。
事務局	次に議案第 50 号について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 50 号について、ご説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) 譲受人は、埼玉県が施行する一般県道赤浜小川バイパス事業で、自宅移転を余儀なくされたため、移転先として申請地に住宅を建てることとなり、申請に至ったとのことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。 説明は以上でございます。
議長	この件について、地元の委員さんのご意見を伺います。
栗原推進委員	栗原推進委員。 先日、吉田委員と現地を確認してまいりました。申請者本人に話を伺うことができまして、赤浜小川バイパス整備の関係で、自宅が 3 月までに移転する必要があるとのことで、許可があればすぐにでも工事を始めたいとのことです。特に問題があるとは思いませんので、ご審議のほどお願いいたします。
議長	他にご意見ございませんか。 (委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 50 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 50 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。 続きまして、日程第 4、議案第 51 号、農用地利用集積計画による利用権の設定についてを議題といたします。
事務局	それでは、議案第 51 号について、事務局の説明を求めます。 議案書の 3 ページをご覧ください。 町が定める農用地利用集積計画による利用権の設定、移転につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項により、農業委員会の決定が必要となるため、ご審議いただくものです。 それでは、議案第 51 号につきまして、説明いたします。 今回の計画は 5 件、15 筆、8,933 m²です。 農地の内訳につきましては議案書 3 ページの右下のとおりです。 このうち、新たに利用権設定を行うものは整理番号 5 の 1 件、その他は以前決定された計画の継続となるため再設定となります。 今回の計画の決定基準ですが、農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。 説明は、以上です。
議長	この件について、町から決定を求められていますが、何かご意見はございますか。 (委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 51 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

議長	(全員挙手) 全員賛成ですので、議案第 51 号は原案のとおり決定し町へ報告いたします。 以上で全ての議案審議が終了しました。 委員さんから、何かありましたら、お願いいたします。
議長 事務局長	(委員の中から、「なし」の声) 事務局から何かありますか。 事務局から 1 点、ご連絡いたします。 次回の総会ですが、8 月 25 日、木曜日の午後 1 時 30 分からでお願いいたします。 繰り返し申し上げます。 8 月 25 日、木曜日、午後 1 時 30 分からでお願いいたします。 以上、よろしくお願いいたします。
議長 事務局長	それでは他に無いようですので、令和 4 年第 7 回総会を閉会いたします。 ご協力ありがとうございました。 (起立、礼、着席の発声)

署名委員の決定について議長指名により

坂本 滋 委員

吉田 信雄 委員

以上2名を選任する

上記顛末に相違のないことを証するためここに署名する。

令和4年7月25日

議 長

室岡重雄

委 員

吉田 信雄

委 員

坂本 滋